



LIBOR公表停止の課題と対応について

令和元年11月7日
金 融 庁

目次

1. LIBORの恒久的な公表停止の可能性
2. LIBORの恒久的な公表停止の影響
3. LIBORの恒久的な公表停止を見据えた対応
4. 金融機関・事業法人にとっての課題及び求められる対応
5. 金融庁の取組み

1. LIBORの恒久的な公表停止の可能性

1- (1) 金利指標改革の経緯・足元の状況

そもそも金利指標改革とは・・・

- 2012年夏以降に発覚したLIBOR等のレート呈示に係る不正操作等(注1)をきっかけに、IBORの信頼性・頑健性が低下したことが背景。
- 2014年以降、金融安定理事会(FSB)の提言をもとに、金融商品・取引の性質に応じた適切な金利指標の使い分け(マルチプル・レート・アプローチ)の実現を目的に進められてきた。具体的には、以下を検討。
 - ① 銀行のクレジット・リスクを含む **既存の主要な金利指標(LIBOR、TIBOR等)の信頼性・頑健性を高める**改革
 - ② 銀行のクレジット・リスクをほとんど含まない **リスク・フリーに近い金利指標(RFR、リスク・フリー・レート)の構築と利用**

足元の状況は・・・

- LIBORの監督当局である英国金融行為規制機構(FCA)のベイリー長官は、2017年7月の講演において、「**2021年末以降は、LIBORのパネル行に対してレート呈示の強制権を行使しない。**」旨を表明(注2)。
- 上記表明以降、急速にLIBOR公表が恒久的に停止する可能性が高まり、「**LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応**」の検討が中心に。

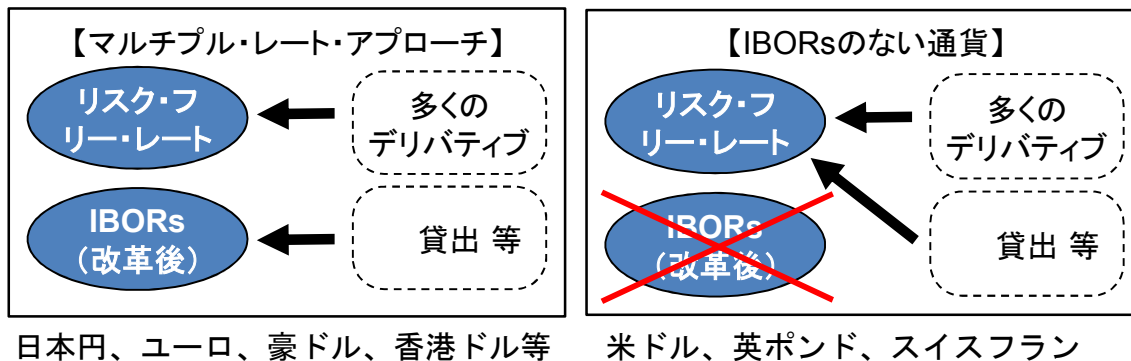
しかしながら

(注1) 不正操作等に対する主な制裁例は、以下のとおり。

- ✓ 2012年6月、英米当局が、バークレイズに対し、総額4.5億ドルの制裁金支払いを命令。
- ✓ 2012年12月、英米スイス当局が、UBSに対し、総額15億ドルの制裁金支払いを命令。

(注2) ベイリー長官は、金利指標改革の努力にも関わらず、LIBORの公表継続が困難となる理由として、以下を挙げている。

- ① LIBOR算出の基礎となるホールセール無担保資金市場での取引が十分に活発でないこと
- ② パネル行が、十分な実取引の裏付けがないレート呈示継続に不安を覚えていること



1－(2) 海外当局関係者の主たる発言等

2012年夏	欧米銀において、LIBOR等のレート呈示に係る不正操作が発覚。
2014年7月	金融安定理事会(FSB)が、主要な金利指標の改革に関する報告書を公表。マルチプル・レート・アプローチ(注)を提言。 (注) 金融商品に応じて、IBORとリスク・フリー・レート(RFR)を適切に使い分けるもの。
2017年7月	英国金融行為規制機構(FCA)ベイリー長官が、「 2021年末以降、LIBORのパネル行に対して、レート呈示を強制する権限を行使しない。 」旨を表明。これ以降、LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応が、喫緊の課題となる。
2018年7月	FSBが、金利指標改革に関する声明を公表。IBORからRFRへの移行を推奨。
2019年7月15日	英国FCAベイリー長官が、講演にて、「 我々(FCA)は、2021年末以降のLIBORパネル行が減少(消滅)すると予想している。 」、「 ベースケースは、2021年末以降の公表停止である。確率の低いテールイベントではない。 」と発言。
2019年7月15日	米NY連銀ウィリアムズ総裁が、講演にて、「金利指標は、多くの市場参加者が参加する複雑な問題である。しかし、時計は動いている。 あと901日しかない。 」と発言。
2019年9月23日	米NY連銀ウィリアムズ総裁が、講演にて、「ターム物レートが未構築であることを言い訳にせず、 LIBORエクスポージャーの把握や個社ごとの対応等について、不断に取り組むことが必要。 」と発言。

2. LIBORの恒久的な公表停止の影響

2-1(1) LIBOR参照の金融商品・取引の規模

- 2014年3月時点におけるLIBORを参照している金融商品・取引の契約金額は、推計で約220兆ドル。円LIBORの契約金額は約3,140兆円。
- 上記推計値は5年前の数値であるため、足元の状況は未把握。
 - ⇒ 金融庁としては、各金融機関のLIBORを参照している金融商品・取引のエクスポージャー調査を順次実施。
 - ⇒ 事業法人においても、(自主的に)同様の調査を実施することが必要。

契約金額(LIBOR5通貨)

対象通貨	金額
米ドルLIBOR	150兆ドル
英ポンドLIBOR	30兆ドル
スイスフランLIBOR	6.5兆ドル
ユーロLIBOR	2兆ドル
円LIBOR	30兆ドル
(参考)EURIBOR	150兆ドル
(参考)TIBOR	5兆ドル

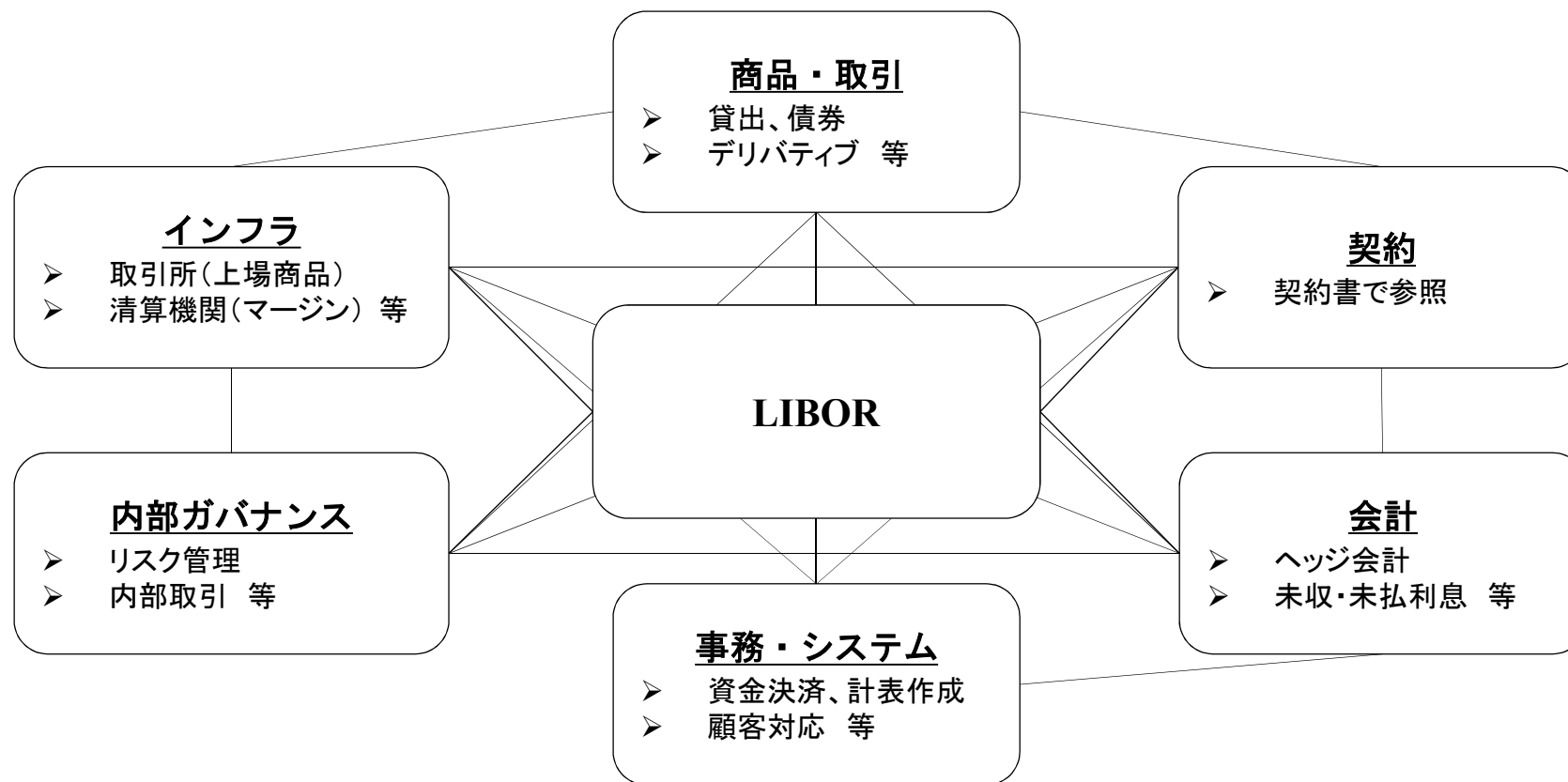
契約金額(円LIBOR)

対象商品・取引		金額
貸出	相対ローン	68兆円
	シ・ローン	75兆円
債券	変動利付債	3兆円
デリバティブ	金利スワップ	2,453兆円
	スワップション	235兆円
	ベーススワップ	197兆円
	通貨スワップ	108兆円

(注)「Market Participants Group on Reforming Interest Rate Benchmarks」(2014年3月)に基づく。

2- (2) LIBORと商品・制度等の関係性

- LIBORを参照している商品・取引は、貸出、債券(変動利付債、仕組債等)、ヘッジ取引のためのデリバティブ、LIBOR連動預金等、多岐にわたる。仮に十分な備えのない状態でLIBOR公表が停止された場合、金融機関等において、例えば、貸出・債券における支払(あるいは受取)金利や、デリバティブ取引における金銭の支払い額の算出ができないおそれ。
- 上記算出に当たってシステムを利用していけば、LIBOR公表停止に備えて、事務フローも含めたシステムの見直しも必要となるほか、ヘッジ会計の適用可否、リスク管理のあり方の見直しが必要となる可能性あり。**LIBORの利用は、様々な制度・慣行と相互依存関係にあることから、LIBORを参照しているものを包括的に洗い出し、対応策を講じる必要。**



3. LIBORの恒久的な公表停止を見据えた対応

3-1 LIBORの恒久的な公表停止に備えた基本的対応

- LIBORが恒久的に公表停止された場合に備え、円LIBORを参照する契約については、「移行」と「フォールバック」という2つの対応が考えられる。

円LIBORを参照する契約への対応

①移行

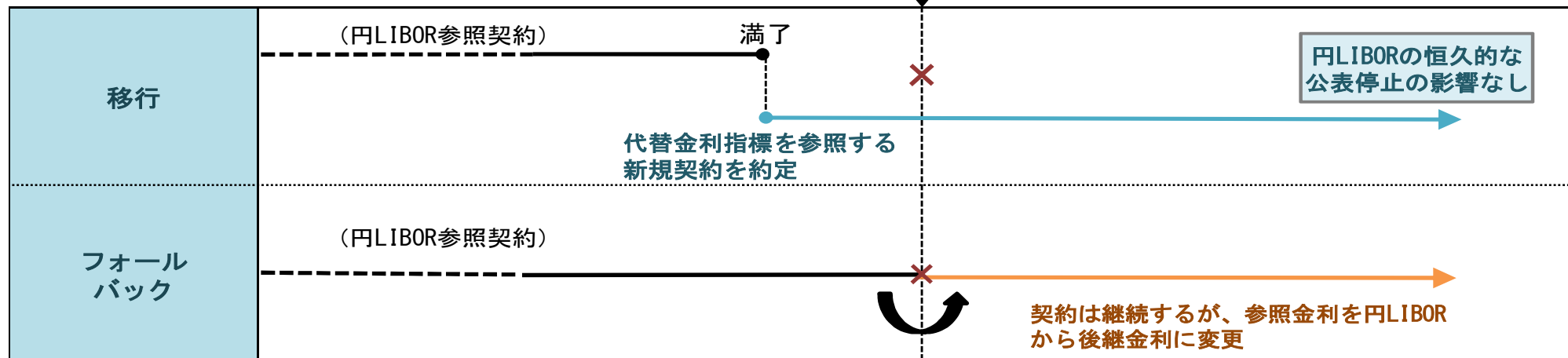
新規契約する金融商品・取引について、参照金利をLIBORではなく、代替金利指標を用いる対応方法

②フォールバック

LIBOR参照の既存契約について、LIBORの恒久的な公表停止後に参照する金利(フォールバック・レート)を、契約当事者間であらかじめ合意しておく対応方法

(注) 現行の多くの取引において、契約書等に、LIBORが恒久的に公表停止された場合に、どのタイミングで、どの金利指標に移行するのかを定めたフォールバック条項がない。

LIBOR公表停止 (2021年末?)

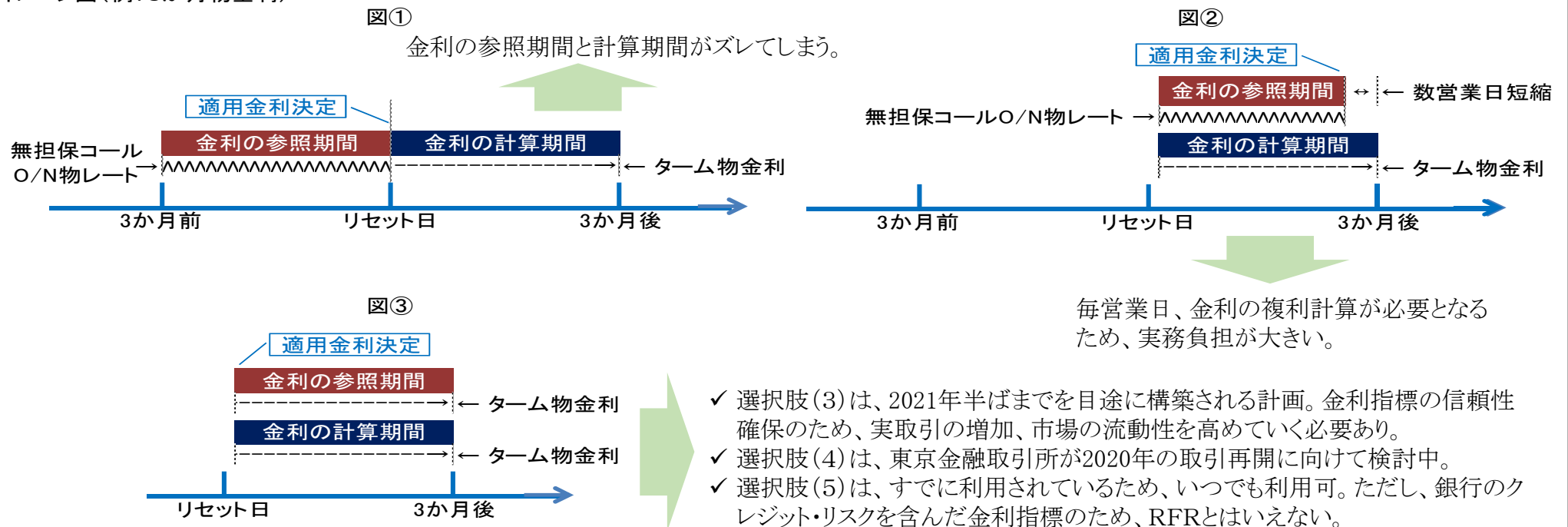


3-(2) 代替金利指標、フォールバック・レートの選択肢

- 「移行」、「フォールバック」いずれの場合も、円LIBORに代わる代替金利指標あるいはフォールバック・レートが必要。
- 日本円金利指標に関する検討委員会は、選択肢として、以下5つを検討。

項目	選択肢(1) O/N RFR複利 (前決め)	選択肢(2) O/N RFR複利 (後決め)	選択肢(3) ターム物RFR金利 (スワップ)	選択肢(4) ターム物RFR金利 (先物)	選択肢(5) TIBOR
金利指標が依拠するレート	無担保コールO/N物レート(TONA)		日本円OIS	無担保コール オーバーナイト 金利先物	TIBOR
金利指標の参照期間	下図①	下図②	本邦において特定したRFR		下図③

イメージ図(例:3か月物金利)



3- (3) 代替金利指標(フォールバック・レート)の各選択肢の評価

- 日本円金利指標に関する検討委員会は、代替金利指標の各選択肢の評価を以下のとおり整理。

項目	選択肢	(1) O/N RFR 複利 (前決め)	(2) O/N RFR 複利 (後決め)	(3)または(4) ターム物 RFR 金利	(5) TIBOR
貸出					
債券					
デリバティブ				(注)	(注)

…一般的な利用になじみやすいと考えられる選択肢

…一定の利用が想定される選択肢

…一般的な利用になじみにくいと考えられる選択肢

選択肢(3)・(4)・(5):

金利決定がLIBORと同じ前決めであり、既存の事務・システムと親和的。

選択肢(2):

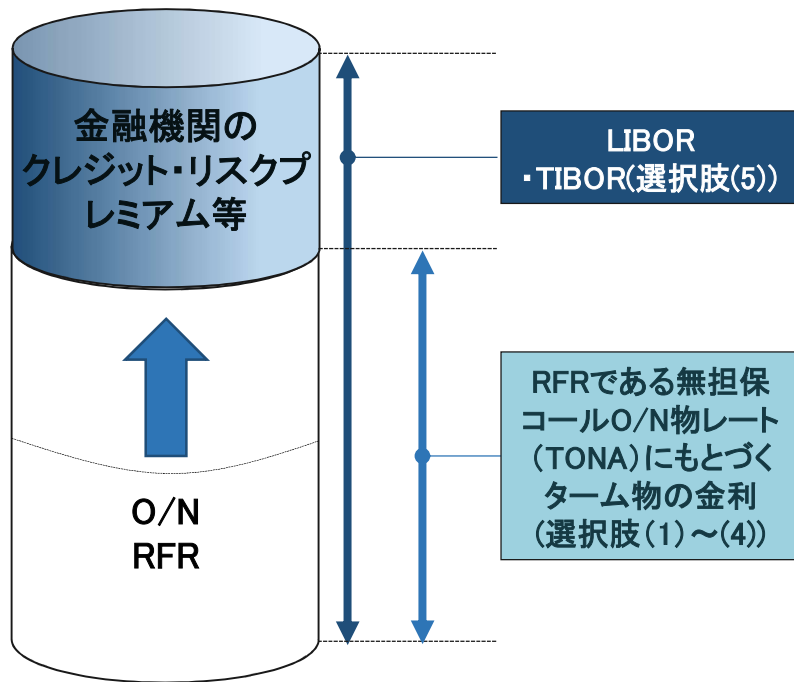
金利決定が後決めであり、既存の事務・システムを見直す必要。一方で、ISDAデリバティブのフォールバック案と整合的。

(注) デリバティブについては、従来から、「選択肢(2)」の利用が一般的に想定されているが、貸出や債券で「選択肢(3)・(4)」や「選択肢(5)」が参照される場合には、それに応じたデリバティブ取引が行われることも想定される。

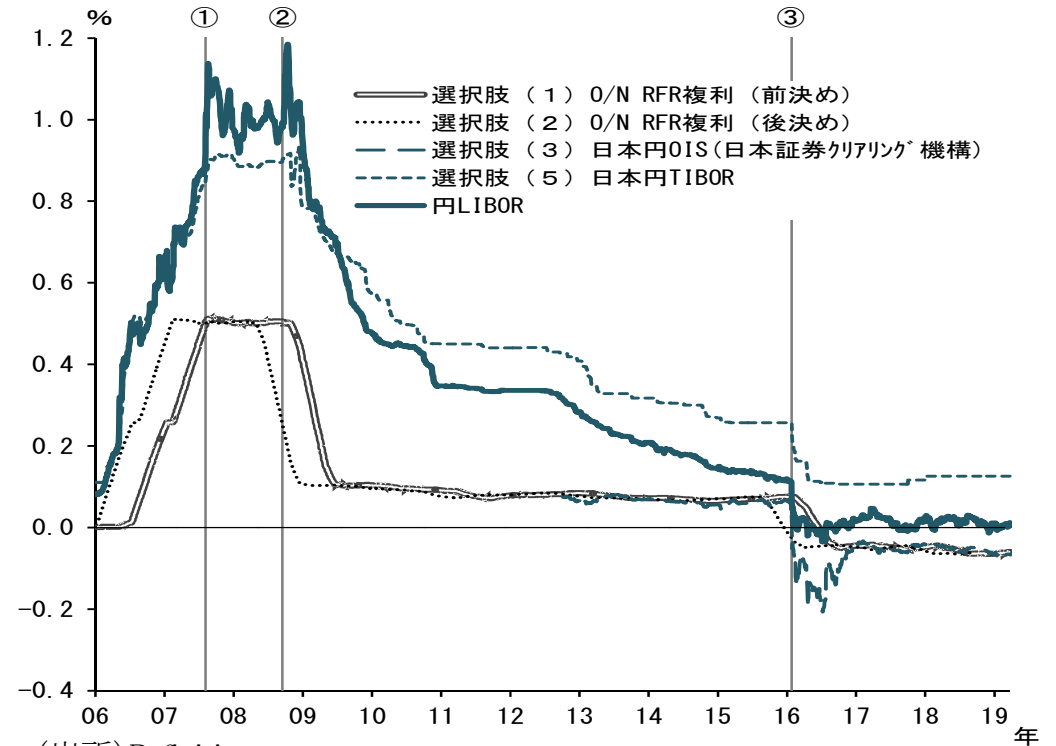
3-(4) 代替金利指標(フォールバック・レート)の特徴

- 各選択肢は、金利変動時やストレス時の動きが異なるため、代替金利指標(フォールバック・レート)の選択に際しては、過去の金利の推移をもとに、特徴を踏まえる必要。

ターム物金利の構成要素(イメージ)



各選択肢の6か月物金利の推移



(出所) Refinitiv

(注1) 直近は、「選択肢(2) O/N RFR(後決め)」のみ2018年10月1日。それ以外は2019年3月29日。

(注2) 選択肢(3)は未構築であるため、当該選択肢に近似される計数として、日本証券クリアリング機構が毎営業日公表している日本円OISデータを用いている(データは12年10月以降)。

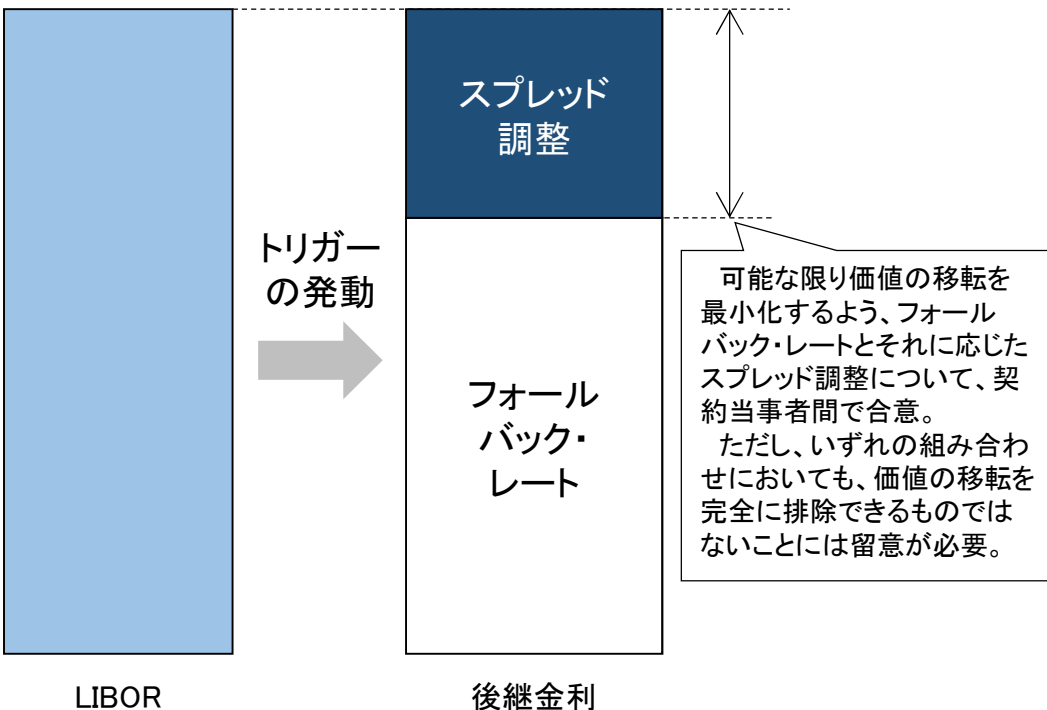
3-(5) フォールバック・レートに関する留意点

- LIBORとフォールバック・レートの間には、通常、差異(スプレッド)があるため、フォールバック時には、契約当事者間で利益または損失(=価値の移転)が発生する可能性。従って、価値の移転を最小化するためのスプレッド調整が必要。
- スプレッドは、フォールバック後は一定値となるため、12頁のとおり、LIBORとフォールバック・レートの選択肢との間で異なる動きがみられることを踏まえると、後継金利(=フォールバック・レート+スプレッド)の推移や水準が、LIBORの利用において契約時点に当事者が想定していた水準とは相違する可能性。

⇒ これらの可能性を完全に排除することはできないため、**後継金利の合意に当たっては、十分な顧客説明が必要(特に、金融機関においては、優越的地位の濫用と見做されないよう、丁寧な対応が必要)。**

LIBORからのフォールバックのイメージ
(※フォールバック・レートがO/N RFR複利の場合)

フォールバック条項の内容の選択肢



①後継金利(=フォールバック・レート+スプレッド)

フォールバック・レート

- ✓ 10頁の選択肢(1)から(5)の中から選択

スプレッド調整の方法(ISDAでは、以下の3つを提案)

- ✓ フォールバック時のフォワードレートの差
- ✓ フォールバック時までの実績値の差の平均値・中央値
- ✓ フォールバック時のスポットレートの差

②発動条件(トリガー)

- ✓ LIBORの公表停止(公表停止トリガー)
- ✓ LIBORの公表停止前の事象(公表停止前トリガー)(注)
- ✓ 契約当事者の選択(早期選択トリガー)

(注)LIBORの規制当局が、LIBORが指標性を有していない旨を発表した場合など。

【補足説明】 フォールバック時にスプレッド調整が必要となる要因

- IBORとRFRには、①銀行のクレジット・リスク、②期間構造、③適用金利の確定時期に差異があるため、金利水準が異なっている。この金利水準の差異を調整することが、「スプレッド調整」。
- スプレッド調整を行っても、差異が完全に解消できるとは限らず、「価値の移転」(利益または損失)が発生する可能性があることから、IBORを参照している金融商品・取引について、単純にIBORからRFRに置き換えられるわけではなく、顧客等に対する丁寧な説明・交渉等が必要になる。
 - ⇒ 適切に対応しなければ、契約書及び手続きの不備、顧客への不十分な説明等を要因として、顧客等から訴えられるリスクにつながる(コンダクト・リスク)。

【IBORとRFRの差異】

	①銀行のクレジット・リスク	②期間構造	③適用金利の確定時期
IBOR	含む	1か月物、3か月物等、複数のターム物金利あり	前決め (多くのIBORは、金利の計算期間の開始前に確定)
RFR	含まない	翌日物のみ (ターム物金利なし)	後決め (多くのRFRは、翌日物のため、翌営業日(金利の計算期間終了日以降)に確定)

3-(6) 商品別のフォールバック対応の方向性

フォールバック条項の内容

貸出

債券

(参考)ISDAデリバティブ(注1)

①後継金利(フォールバック・レートとスプレッド調整)

フォールバック・レート

- TIBOR、ターム物RFR金利(スワップ・先物)(注2)、O/N RFR複利(後決め)いずれも想定される

スプレッド調整

- フォールバック時までの実績値の差の平均値・中央値(ISDA以外は公表未定)

フォールバックレート

- ISDAデリバティブのフォールバックの内容に揃える
- ただし、取引の内容に応じてターム物RFR金利(スワップ・先物)(注2)、TIBORも想定される

スプレッド調整

- フォールバック時までの実績値の差の平均値・中央値(ISDA以外は公表未定)

フォールバック・レート

O/N RFR複利(後決め)

スプレッド調整

フォールバック時までの実績値の差の平均値・中央値(ISDAが公表予定)

②発動条件(トリガー)

- ISDAデリバティブのフォールバックの内容に揃える
- 早期選択トリガーを設定することも考えられる

- ISDAデリバティブのフォールバックの内容に揃える

- 公表停止トリガーを設定

〔公表停止前トリガーについて、現在、ISDAが市中協議を実施中〕

社債へのフォールバック条項の導入には、原則として、社債権者集会の開催が必要となる点に留意(16頁参照)

(注1)ISDAが、ISDAマスター契約に準拠するデリバティブのうち円LIBOR等を参照する契約のフォールバック時における後継金利に関して実施した市中協議および同市中協議で支持が集まった選択肢を基に整理。なお、当事者間の個別合意により、別途のフォールバック条項を規定することは排除されない。

(注2)ターム物RFR金利をフォールバック・レートとする場合、後継金利に優先順位(ウォーターフォール構造)を設定することが考えられる。

(出所)日本円金利指標に関する検討委員会「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議のポイント」(2019年7月公表)

3-(7) 債券のフォールバックに関する留意事項①

- 円LIBOR参照債券について、円LIBORの恒久的な公表停止が発表された場合には、円LIBORから後継金利に承継する必要。その際、社債要項上、円LIBORの恒久的な公表停止を想定したフォールバックの定めが無い既発の公募債については、その流通性・匿名性、社債権者の属性の多様性に鑑み、原則として社債権者集会を開催してフォールバック条項を導入する必要(私募債については、全社債権者から直接同意を取得するとの考えもある)。

⇒ **社債権者集会を開催し、社債要項に利率に関するフォールバック条項を導入するためには、会社法の規定に則り、いくつかのプロセスを経る必要。**

招集

- ✓ 社債権者集会は、社債の種類ごとに組織する必要(第715条)
- ✓ 社債権者集会は、社債発行会社または社債管理者が招集(第717条第2項)
- ✓ 社債権者集会を招集する者(以下、「招集者」)は、招集する場合には、社債権者集会の日時・場所、目的である事項等を定める必要(第719条)

通知

- ✓ 招集者は、社債権者集会の日の2週間前までに、知っている社債権者及び社債発行会社、社債管理者に対して、書面をもって通知(第720条第1項)
- ✓ 無記名式の社債券を発行している場合、招集者は、社債権者集会の日の3週間前までに公告(第720条第4項)
- ✓ 上記通知に際しては、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付(第721条第1項)

決議

- ✓ 社債権者は、社債の金額の合計額に応じて議決権を有する(第723条第1項)
- ✓ 議決権を行使しようとする無記名社債の社債権者は、社債権者集会の日の1週間前までに、社債券を招集者に提示(第723条第3項)
- ✓ 社債権者集会において決議をする事項を可決するには、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意が必要(第724条第1項)

裁判所の認可

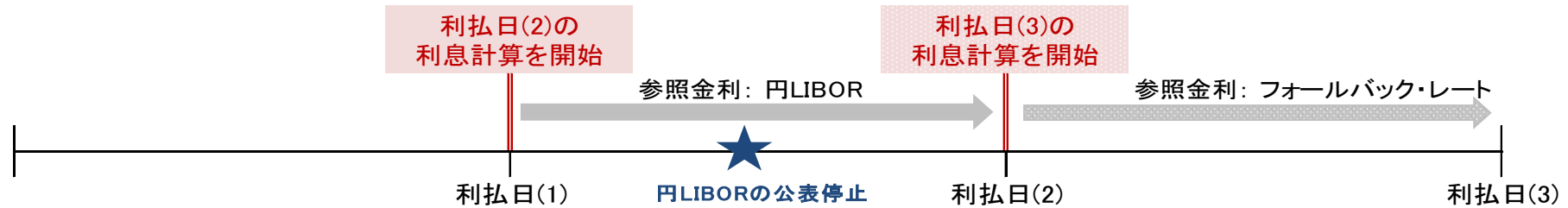
- ✓ 社債権者集会の決議があったときは、招集者は、当該決議があった日から1週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可を申立て(第732条)
- ✓ 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、効力なし(第734条第1項)

(注) 社債におけるフォールバック条項導入の手続きは、発行している国・地域の現地法に準拠する必要があることに留意。

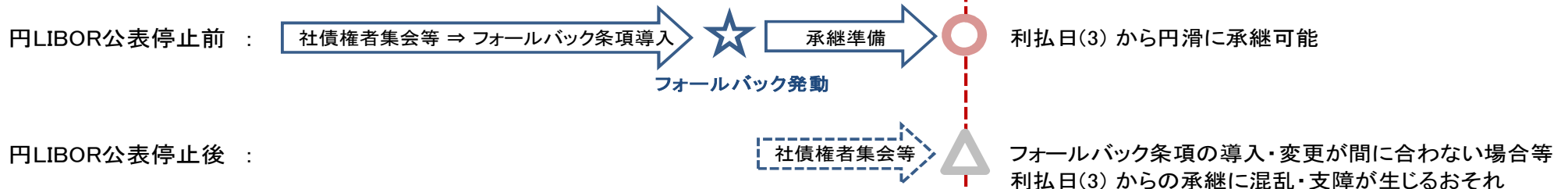
3-(7) 債券のフォールバックに関する留意事項②

- フォールバック条項の導入・変更のタイミングとして、①円LIBOR公表停止前、②円LIBOR公表停止後、の2通り。
- しかしながら、フォールバック発生後の利払い等の実務も踏まえると、円滑な承継のためには、円LIBOR公表停止前に社債権者集会を開催し、予めフォールバック条項を導入・変更しておくことが望ましい。

利払実務



フォールバック条項の導入・変更タイミング (社債権者集会等、同意取得手続)



3-(8) 移行・フォールバックに当たっての会計上の論点

- ヘッジ対象とヘッジ手段との間で、フォールバック・レートが異なる可能性があることに留意。
- ヘッジ会計が適用されるかなどの会計上の論点については、各社の取引状況等に応じて整理し、監査法人を交えた検討が必要。

【参考】金利指標改革に起因する会計上の問題については、企業会計基準委員会(ASBJ)において対応を検討中。

<p>【ケース1】</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段との間で、フォールバック・レートが異なるケース</p>	<p>例：円LIBORが公表停止し、同時に別々のフォールバック・レートに承継</p> <table border="1" data-bbox="654 596 1998 893"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>同時にトリガー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヘッジ対象 (貸出・債券等)</td> <td>円LIBOR</td> <td>ターム物RFR金利 + スプレッド調整</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ手段 (デリバティブ等)</td> <td>円LIBOR</td> <td>0/N RFR 複利 (後決め) + スプレッド調整</td> </tr> </tbody> </table>				現状	同時にトリガー	ヘッジ対象 (貸出・債券等)	円LIBOR	ターム物RFR金利 + スプレッド調整	ヘッジ手段 (デリバティブ等)	円LIBOR	0/N RFR 複利 (後決め) + スプレッド調整			
	現状	同時にトリガー													
ヘッジ対象 (貸出・債券等)	円LIBOR	ターム物RFR金利 + スプレッド調整													
ヘッジ手段 (デリバティブ等)	円LIBOR	0/N RFR 複利 (後決め) + スプレッド調整													
<p>【ケース2】</p> <p>(フォールバック・レートは同じだが)ヘッジ対象とヘッジ手段でトリガーが異なり、フォールバックのタイミングが異なるケース</p>	<p>例：円LIBORの公表は継続しているが、ヘッジ対象商品のみトリガーが発動し、フォールバック・レートに承継。遅れて、ヘッジ手段が円LIBORの公表停止により(ヘッジ対象と同じ)フォールバック・レートに承継</p> <table border="1" data-bbox="654 1104 1998 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>ヘッジ対象のみトリガー</th> <th>ヘッジ手段もトリガー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヘッジ対象 (貸出・債券等)</td> <td>円LIBOR</td> <td>0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整</td> <td>0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ手段 (デリバティブ等)</td> <td>円LIBOR</td> <td>円LIBOR</td> <td>0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整</td> </tr> </tbody> </table>				現状	ヘッジ対象のみトリガー	ヘッジ手段もトリガー	ヘッジ対象 (貸出・債券等)	円LIBOR	0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整	0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整	ヘッジ手段 (デリバティブ等)	円LIBOR	円LIBOR	0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整
	現状	ヘッジ対象のみトリガー	ヘッジ手段もトリガー												
ヘッジ対象 (貸出・債券等)	円LIBOR	0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整	0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整												
ヘッジ手段 (デリバティブ等)	円LIBOR	円LIBOR	0/N RFR複利 (後決め) + スプレッド調整												

4. 金融機関・事業法人にとっての課題及び求められる対応

4-1 金融機関・事業法人に共通して必要な取組み

LIBORを参照している契約・商品・業務等の把握・特定が、LIBOR公表停止問題への対応の第1歩

【補足】金融機関・事業法人ともに、LIBORを参照している金融商品・取引の規模が大きいと見込まれる場合や、LIBORを利用している業務が多岐にわたることが見込まれる場合には、LIBOR公表停止問題について専門的に担当する部署の設置や専担者の配置について検討が必要となります。なお、金融機関・事業法人の規模・特性等により、専門部署の設置等が必ずしも求められるわけではありませんが、いずれにせよ、**経営陣が主体的かつ積極的に関与し、本問題に対応できるようにすることは、欠かせない取組み**といえます。

①現状把握

- LIBORを参照している金融商品・取引(資産・負債とも)について、包括的に把握する。
- 上記把握の上で、LIBOR公表停止の可能性のある「2021年末以降」に満期等の期限が到来する金融商品・取引を把握する。
- 金融商品・取引以外において、LIBORを利用している業務(例:財務会計、管理会計、リスク管理、事務、システム)を把握する。

②影響評価

- ①現状把握の結果を踏まえ、LIBOR公表停止に伴う対応の規模感(例:顧客数、契約件数、改修が必要なシステム数)から、自社の業務に与える影響度(要員、コスト等)を評価する。

③対応策の検討

- ②影響評価の結果を踏まえ、「2021年末」という時限を意識した対応策を検討・策定する。
- 具体的なタスクごとに、必要な要員・予算を配分し、プロジェクト管理を行う(PDCAサイクルを機能させる)。

経営陣が、主体的かつ積極的に関与

4- (2) 金融機関にとっての課題及び求められる対応

業務分野		影響が及ぶ領域(例)	対応すべき事項(例)
商品・取引	資産	貸出、変動利付債・仕組債	<ul style="list-style-type: none"> 新規契約におけるLIBORに代わる金利指標の設定 既存契約におけるフォールバック条項(移行トリガー、後継金利等)の導入(⇒ 契約内容の変更手続き) フォールバック条項導入時のスプレッド調整 上記に関して、顧客に対する丁寧かつ十分な説明・交渉(対顧説明資料やFAQの作成、職員への研修等を含む)
	負債	LIBOR連動預金、劣後調達(社債等)	
	デリバティブ	ヘッジ取引、外貨調達、対顧デリバティブ販売	
顧客対応		顧客説明(対顧説明資料等を含む)、契約書改定	<ul style="list-style-type: none"> 社債発行体としての対応の検討(詳細は、22頁の資金調達/社債を参照)
内部管理		ヘッジ会計	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計の有効性の確認(以下のケースの場合、ヘッジ会計が適用されるか、監査法人とも検討が必要) <ul style="list-style-type: none"> ✓ ヘッジ対象とヘッジ手段との間で、フォールバック・レートが異なるケース ✓ (フォールバック・レートは同じだが、)ヘッジ対象とヘッジ手段でトリガーが異なり、フォールバックのタイミングが異なるケース
		リスク管理、仕切りレート	<ul style="list-style-type: none"> VaR算出等の各種モデルの修正の検討 ALM管理手法、リスク管理手法、オペリスク管理態勢等の見直しの検討
事務・システム		事務規程等の見直し、システム改修	<ul style="list-style-type: none"> 代替金利指標あるいはフォールバック・レートに変更した場合、事務規程・事務フロー、システムへの影響調査、及び(必要に応じて)見直し(特にシステムの見直しに関しては、2021年末という時限を意識したプロジェクト管理)
その他		社内教育	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の不備、不十分な顧客説明あるいは優越的地位の濫用、情報の非対称性に伴うコンダクト・リスク等を踏まえた社内教育・研修の徹底(社内教育・研修に係る資料の作成を含む)
		訴訟リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> コンダクト・リスク等に係る訴訟リスクに関する対策の検討

4- (3) 事業法人にとっての課題及び求められる対応

業務分野	影響が及ぶ領域(例)	対応すべき事項(例)
資金調達	借入、ヘッジ取引、外貨調達(為替スワップ、通貨スワップ等)	<ul style="list-style-type: none"> LIBORを参照している取引・契約の特定 借り手として、2021年末までに契約期限が到来する取引・契約を更新する場合には代替金利指標への移行について、2021年末以降に契約期限が到来する場合にはフォールバック条項の導入について、貸し手との間で協議の上で契約内容を変更
	社債	<ul style="list-style-type: none"> 社債権者へのアウトリーチ方法・スケジュールの検討(フォールバック条項導入に係る社債権者集会・説明会の開催等) 【参考】利払いの停止は、テクニカルデフォルトに該当 フォールバック条項(後継金利及び発動条件)の内容の検討 期限前償還条項付の社債を発行している場合には、権限行使の可能性についての検討(資金再調達の必要性の有無を含む)
内部管理	CMS(Cash Management System)、 TMS(Treasury Management System)	<ul style="list-style-type: none"> システム及びオペレーションの変更
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> LIBORを参照した資産・負債管理、各種内部指標の特定及び見直し
事務・システム	事務規程等の見直し、システム改修	<ul style="list-style-type: none"> LIBORを参照している業務・事務・システムの特定、及び(必要に応じて)見直し(特にシステムの見直しに関しては、2021年末という期限を意識したプロジェクト管理)
会計・税務	ヘッジ会計、課税	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計の有効性の確認 金利変更に伴う課税関係及び税務上の観点からの負債特性の再定義について検討
その他	社内教育(社内啓蒙)	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣の理解を得るための説明 (本問題は、財務・資金・経理部門のみに留まらないことから、)システム部門、事務部門等担当者への周知及び対応協力依頼
	取引金融機関とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 取引内容に係る今後の対応についての議論

5. 金融庁の取組み

5 金融庁の取組み

- ① 日本円ターム物RFR金利の構築及び将来の算出・公表に向けた準備等、市場全体としての取組みを促進
- ② 顧客保護の観点から、個別金融機関におけるLIBOR公表停止の影響評価、LIBOR利用顧客に対する対応の社内態勢(例:移行計画、顧客説明)の整備状況等をモニタリング
- ③ 日本銀行・海外当局をはじめとする関係者との連携
- ④ 対外的な情報発信

【金融庁ウェブサイトでの情報発信】



ホーム > 政策・審議会等

LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について

金利指標改革を巡り国内外で検討がなされる中、LIBORの公表が2021年末以降は恒久的に停止する可能性が高まっています。LIBORは、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられていますが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用されているため、備えない状態でLIBORの公表が停止された場合、利用者への影響が懸念されます。

金融庁としては、日本銀行をはじめとした関係機関とも連携の上、金融機関、事業法人及び機関投資家の方々に、LIBOR公表停止に備えた対応の必要性について理解を深めて頂けるよう関連資料を掲載するとともに、LIBORからの円滑な移行を図るため、市場全体の取組みを支援してまいります。

— 順次情報を追加していきます。 —

講演等

▶ 日本銀行 金利指標改革フォーラム「市中協議のポイントと金利指標改革を巡る国内外の検討状況」 開会談

<参考> 金融庁「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～」(2019年8月公表)

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現

⑤ 金融・資本市場の機能・魅力向上

(ア) 市場の活性化と安定性の確保

K) 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

【本事務年度の方針】

(中略)また、LIBORは、金利スワップ等のデリバティブ契約のほか、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、LIBORの公表停止は、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など、多様な利用者に影響が及ぶことになる。このため、**2021年末という時限を意識して、円LIBORから代替指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と緊密に連携しながら、日本円ターム物RFR金利の構築及び将来の算出・公表に向けた準備等、市場全体としての取組みを促していく。**同時に、個別金融機関において、LIBOR公表停止の影響評価や、LIBORを利用する顧客に対して適切な対応を進めるために必要な社内態勢の整備状況等をモニタリングしていく。

本日は、御清聴いただき、ありがとうございました。

<お断り>

本稿中、意見に係る部分は担当官個人の見解であって、必ずしも金融庁の公式見解を示すものではありません。